

令和7年度第3回大野城市国民健康保険運営協議会（議事録）

1 日 時 令和8年1月20日（火） 午後5時00分～午後5時45分

2 場 所 大野城市役所 本館3階 災害対策本部室

3 出席者等

（1）出席委員 9名

（2）欠席委員 1名

（3）出席した職員 4名（市民生活部長・国保年金課長ほか）

（4）傍聴者 なし

4 次 第

（1）議事録署名委員の指名

会長より森委員が指名された。

（2）議 事

令和8年度大野城市国民健康保険税の税率等について

事務局から配布資料に基づき順に説明

（県による納付金及び標準税率の本算定結果の説明、次年度に向けた改正の必要性の説明など）

主な質疑等

委 員 「18歳以上均等割」とは何か。

事務局 子ども・子育て支援納付金分においては、18歳以上の被保険者に対してのみ均等割を課税するが、実際には課税されない18歳未満に対する均等割部分を18歳以上の被保険者で負担することとなり、その部分が「18歳以上均等割」と定められている。条例等で定める際の方式に沿ってそのように示している。

会 長 今回、仮算定の時よりも納付金額は大きく下がっており、これは被保険者数の減に伴うものかと想像している。子ども・子育て支援納付金分が新設されたが、後期支援分や介護納付金分は下がるなど、全体的には良い傾向かと考えている。

委員 今回、納付金が減額となったのは被保険者数の減によるものか。
事務局 当然、被保険者数の減もあるが、今回の本算定においては、県が決算余剰金などを活用して負担軽減を図ったことも大きく影響している。その軽減策がなければ前年度よりやや増加となる。

委員 現在、物価高などの影響で、国保被保険者の方が働く中小企業などでは、厳しい状況もある。

できれば税率は上げたくないという思いもあるが、微増であればやむを得ないのかなと考える。今後も、市民全体の状況も気にかけてながら考えていってほしい。

会長 現在の社会状況からすると、おっしゃるとおり極力増税は避けたい。一方で今回の改正は子ども・子育て支援金制度の開始による増加であり、相当分についてはやむを得ないとも考える。

委員 子ども・子育て支援納付金について、健康保険料と同時に徴収されるというのは、国保に限らず他の健康保険でもそうなのか。

事務局 社会保険など他の保険でも同様である。

会長 国保税には今回の子ども・子育て支援納付金分も含め、4つの課税区分があり、それぞれに標準税率が変動しているが、国保被保険者間での不公平感を招かぬよう、ある程度県が示す標準税率に沿って、それぞれの区分について税率を検討していく必要があると考える。

委員 保険税率は県内で統一されていく予定なのか。

事務局 将来的には都道府県内で保険税率は統一される予定である。次年度に福岡県から統一に向けたスケジュールなどが示される予定であるが、国は令和15年度を目途に統一するよう求めている。

委員 県内統一された場合に保険税はどの位になるのか。

事務局 今後、示されていく予定だが、本市は現時点で県内の平均にかなり近いので、大きな変動はしないと見込んでいる。

委員 県内統一された場合、被保険者の多い自治体と少ない自治体で保険税の総収入に差が出ると思うが。

事務局 県が歳入歳出の全体を担って、調整していくこととなる。現在も各自治体が保険税を徴収し、県に納付金という形で納めている。

委員 保険「税」なのか保険「料」なのか。

事務局 それぞれの自治体でどちらの方式とするかは異なるが、一般的に大都市は「保険料」が多く、本市も含めてそれ以外の自治体は「保険税」の方式が多い。時効までの期間など、制度上の違いはあるが、どちらの方式も内容や仕組みはほぼ同じである。

委員 今聞いたような、国保の様々な仕組みについて、被保険者はあまり知らないと思うので、周知が必要と考える。

事務局 現在、広報等にも掲載しているがより分かりやすくご理解いただけるよう、周知に努めたい。

委員 子ども・子育て支援金制度については、全国的な仕組みとのことであり、そのことを被保険者に伝えることも重要と考える。

会長 今回、意見があったような、国保の仕組みや子ども子育て支援金制度の創設など、しっかりと被保険者に理解してもらえよう、市として周知に努めてほしい。理解していただくことで税率改定についても受け入れていただくことにつながる。

事務局 しっかりと周知に努めたい。

会長 それでは、今回の事務局提案内容をもって答申としたい。

委員 (賛同)

(3) その他

事務連絡